



三重県公報

令和4年7月15日（金）

第 328 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
49	三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	3
	人 事 委 規 則		
	三重県人事委員会規則7-1（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	3
	人事委・教育委規則		
4	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	9
	告 示		
425	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	15
426	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	15
427	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	15
428	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調査縦覧	(水 産 振 興 課)	16
429	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	17
430	同伴	(同)	18
431	同伴	(同)	19
432	同伴	(同)	20
433	同伴	(同)	21
	公 安 委 告 示		
19	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公 安 委 員 会)	22
	公 告		
	三重県情報公開条例の規定による令和3年度における実施状況の公表	(情 報 公 開 課)	23
	三重県個人情報保護条例の規定による令和3年度における運用状況の公表	(同)	24
	土地改良区役員の就任の届出	(農 地 調 整 課)	27
	土地改良事業の工事の完了	(同)	27
	人 事 委 公 告		
	令和4年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施	(人 事 委 員 会)	28
	令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施	(同)	29
	令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の実施	(同)	31
	令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験の実施	(同)	32
	令和4年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の実施	(同)	33
	令和4年度三重県警察官B採用候補者試験の実施	(同)	34

特 定 調 達 公 告

一般競争入札を行う旨

(税 務 企 画 課) 35

正 誤

令和4年5月31日付け三重県公報第315号付録

(法 務 ・ 文 書 課) 38

規 則

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年七月十五日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第四十九号

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県中小企業等支援資金貸付規則（昭和三十八年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「年〇・三五パーセント」を「年〇・四〇パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年七月十五日

三 重 県 人 事 委 員 会 委 員 長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第十二条（略） （条例第十条第一項の人事委員会規則で定める理由）	第十二条（略）
第十二条の二 条例第十条第一項の人事委員会規則で定める理由は、次のとおりとする。	
一 疾病又は負傷（条例第十条第八項第三号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）	
二 前号に掲げるもののほか、人事委員会がやむを得ないと認めるもの （受給期間延長の申出）	
第十二条の三 条例第十条第一項の申出は、受給期間延長等申請書（様式第二の二の二）に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。	
2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に	

	係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
3	前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にななければならない。
4	第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。
5	任命権者は、第一項の申出をした者が条例第十条第一項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第二の二の三）を交付しなければならない。この場合（第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
6	前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。 - 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書 - 二 条例第十条第一項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
7	第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて任命権者に提出しなければならない。
8	前項の規定は、第六項の場合及び第二項ただし書の場合における第一項の申出に、第一項ただし書の規定は、第六項の場合について準用する。 （条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業）
第十二条の四 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。	
一	その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に並び、当該各号に定める期間の末日後であるもの
二	その事業について当該事業を実施する受給資格者

	が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）の支給を受けたもの
三	その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの（条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員）
第十二条の五	条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一	条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
二	その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員（支給の期間の特例の申出）
第十二条の六	条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行ふものとする。
2	特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、一箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
3	任命権者は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第五項の規定により準用する第十二条の三第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
4	前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
一	その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は 休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書 及び受給資格証	
5 第十二条の三第七項の規定は、特例申出及び前項の 場合並びに第二項ただし書の場合における特例申出 に、第十二条の三第一項ただし書の規定は、第一項及 び前項の場合に、第十二条の三第三項及び第四項の規 定は、第二項ただし書の場合における特例申出につい て準用する。	
第十二条の七 (略) (公共職業訓練等を受講する場合)	第十二条の二 (略) (公共職業訓練等を受講する場合)
第十二条の八 受給資格者は、知事が雇用保険法の規定 の例により指示した同法第十五条第三項に規定する 公共職業訓練等（第四項及び第十二条の十において 「公共職業訓練等」という。）を受けることとなつた ときは、公共職業訓練等受講届（様式第二の四）、通 所届（様式第二の五）及び受給資格証を任命権者に提 出しなければならない。	第十二条の三 受給資格者は、知事が雇用保険法（昭和 四十九年法律第百十六号）の規定の例により指示した 同法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（第四 項及び第十二条の五において「公共職業訓練等」とい う。）を受けることとなつたときは、公共職業訓練等 受講届（様式第二の四）、通所届（様式第二の五）及 び受給資格証を任命権者に提出しなければならない。
2、4 (略)	2、4 (略)
第十二条の九・第十二条の十 (略)	第十二条の四・第十二条の五 (略)
附 則	附 則
1、3 (略)	1、3 (略)
4 条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退 職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定 する離職の日に相当する期間内である者に対する第 十一条の規定の適用については、同条中「次に掲げる 者」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労 働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替え られた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限 る。）に規定する理由により退職した者のほか、次に 掲げる者」とする。	4 条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退 職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第 三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する 期間内である者に対する第十一条の規定の適用につ いては、同条中「次に掲げる者」とあるのは「雇用保 険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一 条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六 条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由に より退職した者のほか、次に掲げる者」とする。

様式第二の二の次に次の二様式を加える。

様式第二の二の二（第12条の3、第12条の6関係）

受 給 期 間 延 長 等 申 請 書

① 申 請 者	氏 名			受給資格 証 番 号	
	住所又は 居 所				
② 退職年月日	年 月 日				
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由				
④ ③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者		
⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
三重県職員退職手当支給条例施行規則第12条の3第1項・第12条の6第1項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 任命権者 宛て 申請者氏名					
※ 処理欄	延長期間	年 月 日から 年 月 日まで			

備考

- この申請は、受給資格証及び③欄の理由の事実を証明することができる書類（医師の証明書、登記事項証明書等）を添えて提出すること。
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

(規格A4版)

様式第二の二の三（第12条の3、第12条の6関係）

受 給 期 間 延 長 等 通 知 書

申 請 者 氏 名		受給資格証番号	
申 請 受 理 年 月 日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 {		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延 長 等 後 の 受給期間満了年月日	年 月 日		
三重県職員退職手当支給条例施行規則第12条の3第5項・第12条の6第3項の規定により 上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 三重県知事 印			

備考

- 1 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

(規格A 4版)

様式第一の三中「第12条の2関係」を「第12条の7関係」に改める。
様式第一の四から様式第一の六までの規定中「第12条の3関係」を「第12条の8関係」に改める。
様式第一の七から様式第一の十一までの規定中「第12条の5関係」を「第12条の10関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三重県職員退職手当支給条例施行規則の規定は、令和四年七月一日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県職員退職手当支給条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出され、又は交付されている書類は、この規則による改正後の三重県職員退職手当支給条例施行規則の規定に基づいて提出等された書類とみなす。
3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事委員会
教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年七月十五日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(受給資格証の交付等)	(受給資格証の交付等)
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2 県委員会は、前項の失業者の退職手当受給資格証交付願の提出があつたときは、失業者の退職手当受給資格証(第十一号様式の二。以下「受給資格証」という。)を交付しなければならない。	2 県委員会は、前項の失業者の退職手当受給資格証交付願の提出があつたときは、失業者の退職手当受給資格証(第十一号様式の二。次項及び第十一条の三において「受給資格証」という。)を交付しなければならない。
3 (略)	3 (略)
(条例第十条第一項の規則で定める理由)	
第十一条の二 条例第十条第一項の規則で定める理由は、次のとおりとする。	
一 疾病又は負傷(条例第十条第八項第三号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)	
二 前号に掲げるもののほか、県委員会がやむを得ないと認めるもの	
(受給期間延長の申出)	

第十一	条の三 条例第十条第一項の申出は、受給期間延長等申請書（第十一号様式の三の二）に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて県委員会に提出することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。
2	前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
3	前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にしなければならない。
4	第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。
5	県委員会は、第一項の申出をした者が条例第十条第一項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（第十一号様式の三の三）を交付しなければならない。この場合（第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、県委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
6	前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を県委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、県委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
	一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
	二 条例第十条第一項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
7	第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて県委員会に提出しなければならない。
8	前項の規定は、第六項の場合及び第二項ただし書の場合における第一項の申出に、第一項ただし書の規定は、第六項の場合について準用する。

(条例第十条第四項の規則で定める事業)	
第十一条の四	条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一	その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に依り、当該各号に定める期間の末日後であるもの
二	その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）の支給を受けたもの
三	その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと県委員会が認めたもの
(条例第十条第四項の規則で定める職員)	
第十一条の五	条例第十条第四項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一	条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
二	その他事業を開始した職員に準ずるものとして県委員会が認めた職員
(支給の期間の特例の申出)	
第十一条の六	条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて県委員会に提出することによつて行うものとする。
2	特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
3	県委員会は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第五項の規定により準用する第十一条の三第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、県委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を県委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、県委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書 二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証	
5 第十一条の三第七項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合における特例申出に、第十一条の三第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合に、第十一条の三第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。	
第十一条の七 (略) (公共職業訓練等を受講する場合)	第十一条の二 (略) (公共職業訓練等を受講する場合)
第十一条の八 受給資格者は、県委員会が雇用保険法の規定の例により指示した同法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等(第四項及び第十一条の十において「公共職業訓練等」という。)を受けることとなつたときは、公共職業訓練等受講届(第十一号様式の五)、通所届(第十一号様式の六)及び受給資格証を県委員会に提出しなければならない。	第十一条の三 受給資格者は、県委員会が雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定の例により指示した同法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等(第四項及び第十一条の五において「公共職業訓練等」という。)を受けることとなつたときは、公共職業訓練等受講届(第十一号様式の五)、通所届(第十一号様式の六)及び受給資格証を県委員会に提出しなければならない。
2 4 (略)	2 4 (略)
第十一条の九・第十一条の十 (略)	第十一条の四・第十一条の五 (略)
附 則	附 則
1 3 (略)	1 3 (略)
4 条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に対する第十条の二の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる者」とする。	4 条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に対する第十条の二の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる者」とする。

第十一号様式の三の次に次の二様式を加える。

第11号様式の3の2（第11条の3、第11条の6関係）

受 給 期 間 延 長 等 申 請 書

① 申 請 者	氏 名			受給資格 証 番 号	
	住所又は 居 所				
② 退職年月日	年 月 日				
③ この申請書 を提出する 理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 （ ）				
④ ③のイの理 由が疾病又 は負傷の場 合	傷病の名称		診療担当者		
⑤ 職業に就く ことができ ない期間又 は事業を実 施する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第 11 条の 3 第 1 項・第 11 条の 6 第 1 項の規定 により上記のとおり申請します。 年 月 日 三重県教育委員会 宛て 申請者氏名					
※ 処理欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで				

備考

- 1 この申請は、受給資格証及び③欄の理由の事実を証明することができる書類（医師の証明書、登記事項証明書等）を添えて提出すること。
- 2 ⑤欄の期間が3年を超えるとときは、最大限3年まで認められるものである。
- 3 ※印欄には、記載しないこと。

（日本産業規格A4）

第 11 号様式の 3 の 3 (第 11 条の 3、第 11 条の 6 関係)

受給期間延長等通知書

申 請 者 氏 名		受給資格証番号	
申 請 受 理 年 月 日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 []		
職業に就くことができ ない期間又は事業を 実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延 長 等 後 の 受給期間満了年月日	年 月 日		
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第 11 条の 3 第 5 項・第 11 条の 6 第 3 項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 三重県教育委員会 印			

備考

- 1 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

(日本産業規格 A 4)

第十一号様式の四中「第11条の2関係」を「第11条の7関係」に改める。

第十一号様式の五から第十一号様式の七までの規定中「第11条の3関係」を「第11条の8関係」に改める。

第十一号様式の八から第十一号様式の十二までの規定中「第11条の5関係」を「第11条の10関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、令和四年七月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出され、又は交付されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出等された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 425 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和4年7月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年月日	サービスの 種類
2470102639	訪問介護ステーションウエル	三重県桑名市大字大仲新田 252 番地 25	介護バンクウエル株式会社	令和 4 年 5 月 31 日	訪問介護
2461390086	訪問看護リハビリステーション楓	三重県名張市西原町 2920 番 2	株式会社キグチコーポレーション	令和 4 年 6 月 30 日	訪問看護
2471300760	リハビリデイサービス 楓	三重県名張市西原町 2920 番 2	株式会社キグチコーポレーション	令和 4 年 6 月 30 日	通所介護
2470703451	デイサービス みくも倶楽部	三重県松阪市中林町 410 番地	株式会社クラウドナイン	令和 4 年 4 月 19 日	通所介護

三重県告示第 426 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和4年7月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年月日	サービスの 種類
2461390086	訪問看護リハビリステーション楓	三重県名張市西原町 2920 番 2	株式会社キグチコーポレーション	令和 4 年 6 月 30 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 427 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年7月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表に次のように加える。

16	集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金	集落営農組織等の取組を総合的に支援し、活性化を図る。	集落営農組織等による組織の活性化に向けたビジョン策定やその実現に向けた取組及び市町によるサポートに要する経費	定額又は事業費の 1/2 以内	市町
17	農用地利用集積特別対策事業費補助金（人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業）	意欲ある農業者等への農地集積を加速化し、農業の競争力及び体質の強化を図る。	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地利用者を明確化した「人・農地プラン」の策定に向けた取組に要する経費	定額	市町

別表 1(3)の表に次のように加える。

13	農業経営近代化資金保証料補助金	燃料及び資材価格の高騰により影響を受けている農業者の経営改善を支援するとともに、省エネ・省資源経営への転換を促進する。	農業経営近代化資金（資材価格等高騰対策枠）の債務保証に係る保証料を全期間免除するため、三重県農業信用基金協会が当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費	別に定める。	三重県農業信用基金協会
----	-----------------	---	--	--------	-------------

別表 1(4)の表に次のように加える。

16	施設園芸省エネ設備導入支援事業	燃油価格の高騰に対応するため、施設園芸農家の省エネ設備の導入を支援することで、経営体質の省エネ化を推進する。	施設園芸農家の経営体質の省エネ化を推進するための省エネ設備の導入に係る経費	事業費の 1/2 以内	施設園芸を営む農業者（施設園芸セーフティネット構築事業（令和 4 事業年度）への加入を申請している団体の構成員）
----	-----------------	--	---------------------------------------	-------------	--

別表 1(5)の表に次のように加える。

7	飼料価格高騰緊急対策事業費補助金	県内畜産農家を支援するため、大幅に増加している配合飼料購入費のうち、国補てん制度の対象とならない農家負担額の一部を支援する。また、粗飼料、単味飼料の購入費の一部を支援する。	事業実施主体が実施する、畜産農家が購入する飼料費の一部を補てんする事業に要する経費	定額	一般社団法人三重県畜産協会、配合飼料価格安定制度事務取扱団体等
---	------------------	--	---	----	---------------------------------

別表 1(6)の表第 4 号の項（B）の欄を次のように改める。

家畜伝染病予防法第 16 条の規定に基づき豚熱の疑似患畜としてと殺された養豚を所有していた経営体が経営を再開するに当たり、効率的かつ確実な施設改変等の施設整備等を行うことにより、更なるバイオセキュリティの向上を図る。
--

別表 1(11)の表第 12 号の項（B）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

レーザ計測により森林資源情報を高精度に把握・分析する取組等に対して支援する。	レーザ計測情報整備 路網設計支援ソフト整備 所有者情報等の精度向上	定額 1/2 以内	市町、選定経営体等 市町
--	---	--------------	-----------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 4 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 428 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出 をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
松阪市町平尾町 231-15	前田 晃一	松阪	松阪漁業協同組合
津市香良洲町 5187-1	近藤 典也	松阪	松阪漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 4 年 7 月 15 日から同月 29 日まで

(2) 縦覧場所

松阪市新松ヶ島町 620-55 松阪漁業協同組合

三重県告示第 429 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 7 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Bブロック）

津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1	辻田 泰徳

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1	織田 寛明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	北原 久巳
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	澤木 祥二
株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目 28 番 1 号	醍醐 茂夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	坂下 和志

株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	町野 雅俊
株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目 28 番 1 号	醍醐 茂夫

- 3 変更年月日
 2(1) 令和4年4月1日
 2(2) 令和3年5月20日
- 4 変更理由
 2(1) 代表者に変更が生じたため
 2(2) 小売業者に変更が生じたため
- 5 届出の日
 令和4年6月13日
- 6 届出等の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 令和4年7月15日から同年11月15日まで
 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 430 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年7月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 久居インターガーデン（Cブロック）
 津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1	辻田 泰徳

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1	織田 寛明

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典
株式会社マสด	松阪市湊町 117 番地の 1	世古 俊子
コネクシオ株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号	井上 裕雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
--------	-----	--------

株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉浦 克典
株式会社マสด	松阪市湊町117番地の1	世古 俊子
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	直田 宏

3 変更年月日

2(1) 令和4年4月1日

2(2) 令和4年1月11日

4 変更理由

2(1) 代表者に変更が生じたため

2(2) 小売業者に変更が生じたため

5 届出の日

令和4年6月13日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年7月15日から同年11月15日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年7月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン桑名新西方

桑名市大字西別所字駒広2104ほか45筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ中部株式会社	松阪市大口町185番地の1	正木 雄三
その他（未定）	—	—

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	神尾 啓治
株式会社菓子間屋カナモリ	岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸63	金森 文男
有限会社ワンラブ	愛知県名古屋市中区徳川町1402番地	小林 励
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町三丁目1番13号	山本 太郎
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚2丁目38番地	河合 映治
サンレジャン株式会社	愛知県蒲郡市八百富町一丁目57番地	榊原 浩高
株式会社サンライズ	大阪府箕面市船場東三丁目2番35	平塚 靖己

有限会社花甚	桑名市北寺町 40 番地	伊藤 守
株式会社花きぬ	岐阜県海津市海津町高須町 737 番地 1	河村 真吾

3 変更年月日

令和 4 年 3 月 1 日

4 変更理由

店舗の入替のため

5 届出の日

令和 4 年 6 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 7 月 15 日から同年 11 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 432 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 7 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桑名サンシパーク（Bゾーン）

桑名市大字大仲新田字屋敷 152 番地ほか 53 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717 番地 1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 禎史
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町三丁目 1 番 13 号	山本 太郎
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県つくば市小野崎 294 番地 1	内藤 雅義

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 浩一
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町三丁目 1 番 13 号	山本 太郎
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県つくば市小野崎 294 番地 1	村瀬 信行

3 変更年月日

令和 4 年 4 月 1 日

- 4 変更理由
小売業者に変更が生じたため
- 5 届出の日
令和4年6月13日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年7月15日から同年11月15日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年7月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブライトガーデン明和
多気郡明和町大字中村字宇路津 1266-1 ほか 13 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番4号	杉浦 克典
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市西区則武新町二丁目22番7号	前田 貴志
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社丸栄商店	伊勢市宮後一丁目1番24号	坂倉 淳司
株式会社兼松コミュニケーションズ	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	菊地 孝
多気郡農業協同組合	多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21	西井 正

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番4号	杉浦 克典
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市西区則武新町二丁目22番7号	前田 貴志
株式会社兼松コミュニケーションズ	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	菊地 孝
多気郡農業協同組合	多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21	西井 正

- 3 変更年月日
令和2年10月2日
- 4 変更理由
小売業者に退店が生じたため
- 5 届出の日
令和4年6月13日
- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年7月15日から同年11月15日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第19号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和4年7月15日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和4年9月8日（木）	令和4年8月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和4年9月2日（金）	令和4年8月8日（月）から同月12日（金）までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和4年8月30日（火）	令和4年8月8日（月）から同月12日（金）までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和4年8月29日（月）	令和4年8月8日（月）から同月12日（金）までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和4年9月9日（金）	令和4年8月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和4年9月5日（月）	令和4年8月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和4年8月26日（金）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間
8	けん 牽引免許	令和4年9月9日（金）	令和4年8月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和4年8月23日（火）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和4年8月23日（火）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和4年8月23日（火）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和4年9月8日（木）	令和4年8月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和4年9月2日（金）	令和4年8月8日（月）から同月12日（金）までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和4年8月30日（火）	令和4年8月8日（月）から同月12日（金）までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和4年8月29日（月）	令和4年8月8日（月）から同月12日（金）までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和4年9月9日（金）	令和4年8月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間

6	大型自動二輪車免許	令和4年9月5日（月）	令和4年8月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和4年8月26日（金）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間
8	牽引免許	令和4年9月9日（金）	令和4年8月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和4年8月23日（火）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和4年8月23日（火）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和4年8月23日（火）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公 告

三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）第 30 条の規定に基づき、令和 3 年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 7 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 公文書開示請求の状況

区 分	住所又は居所		
	県 内	県 外	計
個 人	1,117	239	1,356
法 人	5,248	806	6,054
計	6,365	1,045	7,410

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
825	119	4,772	5,716	1,090	13	591	7,410

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

3 公文書開示請求の決定等の状況

区 分	決定の内訳							取下げ等	合 計
	開 示	部分 開示	非 開 示	存否応答 拒否	その他 非開示	不 存 在	小 計		
件 数	6,733	669	12	12	0	218	7,644	205	7,849

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

4 公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実 施 機 関			件 数	実 施 機 関			件 数
知 事	防 災 対 策 部		22	行 政 委 員 会 等	議 会		11
	戦 略 企 画 部		21		教 育 委 員 会		470
	総 務 部		88		公 安 委 員 会		0
	医 療 保 健 部		240		警 察 本 部 長		119
	子 ど も ・ 福 祉 部		39		選 挙 管 理 委 員 会		13
	環 境 生 活 部		107		人 事 委 員 会		20
	地 域 連 携 部		216		監 査 委 員		1
	農 林 水 産 部		949		労 働 委 員 会		5
	雇 用 経 済 部		32		収 用 委 員 会		0
	県 土 整 備 部		4,898		海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0
	デジタル社会推進局		1		内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0
	出 納 局		1		企 業 庁 長		340
	小 計		6,614		病 院 事 業 庁 長		39
					地 方 独 立 行 政 法 人 三重県立総合医療センター		2
					公立大学法人三重県立看護大学		10
			小 計		1,030		
				合 計		7,644	

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

5 審査請求の状況

令和 2 年度 からの繰越 件数	令和 3 年度 の諮問件数	令和 3 年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)	取下げ
		認 容	一部認容	棄 却		
5	7	0	4	6	1	1

注 この表は、審査請求のうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 51 条の規定に基づき、令和 3 年度における運用状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 7 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 個人情報取扱事務登録簿への登録の状況

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

実 施 機 関		登録事務数
知事		904
	防災対策部	(34)
	戦略企画部	(11)
	総務部	(35)

	医療保健部	(208)
	子ども・福祉部	(128)
	環境生活部	(128)
	地域連携部	(34)
	農林水産部	(140)
	雇用経済部	(44)
	県土整備部	(132)
	デジタル社会推進局	(6)
	出納局	(4)
議会		4
教育委員会		71
公安委員会		0
警察本部長		122
選挙管理委員会		28
人事委員会		19
監査委員		7
労働委員会		12
収用委員会		6
海区漁業調整委員会		5
内水面漁場管理委員会		3
企業庁長		17
病院事業庁長		19
公立大学法人三重県立看護大学		29
地方独立行政法人三重県立総合医療センター		18
計		1,264

() : 内数

2 自己を本人とする保有個人情報の請求の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求
請求件数	15,929	0	1

3 開示請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

		来 庁				送付	ファクシミリ	合計
		総合 窓口	案内 窓口	受付 窓口	小計			
書面による 請求	試験結果以外	73	27	388	488	0	0	488
	試験結果	169	0	112	281	11	0	292
口頭による請求（試験結果）		403	0	14,746	15,149			15,149
計		645	27	15,246	15,918	11	0	15,929

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

3 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

(2) 決定等の状況

区 分		決定の内訳						取下げ等	合計
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	小計		
書面による請求	試験結果以外	327	133	0	28	0	488	3	491
	試験結果	117	175	0	0	0	292	0	292
口頭による請求 試験結果		15,149	0	0	0	0	15,149	0	15,149
計		15,593	308	0	28	0	15,929	3	15,932

注 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関		書面による請求		口頭による請求 試験結果	合計
		試験結果以外	試験結果		
知事		253	0	129	382
	防災対策部	(1)	(0)	(0)	(1)
	戦略企画部	(15)	(0)	(0)	(15)
	総務部	(19)	(0)	(13)	(32)
	医療保健部	(38)	(0)	(96)	(134)
	子ども・福祉部	(32)	(0)	(0)	(32)
	環境生活部	(5)	(0)	(0)	(5)
	地域連携部	(0)	(0)	(0)	(0)
	農林水産部	(130)	(0)	(5)	(135)
	雇用経済部	(2)	(0)	(10)	(12)
	県土整備部	(11)	(0)	(5)	(16)
	デジタル社会推進局	(0)	(0)	(0)	(0)
	出納局	(0)	(0)	(0)	(0)
議会		0	0	0	0
教育委員会		8	235	6,696	6,939
公安委員会		0	0	7,984	7,984
警察本部長		120	0	0	120
選挙管理委員会		0	0	0	0
人事委員会		3	0	334	337
監査委員		1	0	0	1
労働委員会		0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0
企業庁長		0	0	0	0
病院事業庁長		16	0	6	22
公立大学法人 三重県立看護大学		0	57	0	57
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター		87	0	0	87
計		488	292	15,149	15,929

() : 内数

4 訂正請求の状況 請求なし

5 利用停止等請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

来 庁				送付	ファクシミリ	合計	取下げ
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
1	0	0	1	0	0	1	0

(2) 決定等の状況

決定の内訳		合計
利用停止	非利用停止	
0	1	1

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	決定件数
病院事業庁	1

6 審査請求の状況

	令和2年度 からの繰越件数	令和3年度 諮問件数	令和3年度審査会処理件数				未処理件数 (諮問中)	取下げ
			認容	一部 認容	棄却	却下		
開示請求	0	0	0	0	0	0	0	0
訂正請求	1	0	0	0	1	0	0	0
利用停止等請求	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	1	0	0	0

注 この表は、審査請求のうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和4年7月15日

三重県知事 一 見 勝 之

栄土地改良区（鈴鹿市秋永町443番地）

就任理事

鈴鹿市秋永町459番地

〃 磯山町2丁目4番13号

〃 五祝町1741番地

〃 〃 1715番地

〃 〃 466番地

鈴鹿市中瀬古町39番地

〃 郡山町1752番地

津市河芸町西千里1579番地

就任監事

鈴鹿市五祝町2245番地

〃 秋永町297番地

岩 寄 功

池 田 廣 次

坂 喜代一

坂 幹 雄

益 川 勝

佐々木 平

前 田 直 人

後 藤 博 幸

岸 正 三

岩 崎 友 昭

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和4年7月15日

三重県知事 一 見 勝 之

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
水利施設等保全高度化事業	櫛田川祓川沿岸地区	令和4年3月25日

県営農村地域防災減災事業	白石池地区	令和4年3月24日
水利施設等保全高度化事業	下御糸地区	令和4年2月9日
県営経営体育成基盤整備事業(一般型)	斎宮地区	令和3年3月29日
県営特定農業用管水路等特別対策事業	一志南部地区	令和3年3月26日

人 事 委 公 告

令和4年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験を次のとおり実施します。

令和4年7月15日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

(1) B試験

試 験 区 分	採用予定数
警 察 事 務	約6名
司 書	約1名

(2) C試験

試 験 区 分	採用予定数
一般行政分野	一般事務 約9名
自 然 分 野	農 業 約4名
	林 業 約1名
工 学 分 野	総合土木 約10名
	電 気 約1名
警 察 事 務	約4名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

(1) B試験

- ア 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

(2) C試験

- ア 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

5 第1次試験

(1) 試験種目

- ア B試験
 - 警察事務及び司書
 - 教養試験及び専門試験
- イ C試験

- (ア) 一般事務及び警察事務
教養試験
- (イ) 農業、林業、総合土木及び電気
教養試験及び専門試験
- (2) 試験日
令和4年9月25日(日)
- (3) 試験会場
- ア B試験
三重県立津高等学校(津市新町3-1-1)
- イ C試験
三重県立津高等学校(津市新町3-1-1)
三重県伊勢庁舎(伊勢市勢田町628-2)
三重県尾鷲庁舎(尾鷲市坂場西町1-1)
- 6 第2次試験
第1次試験合格者について次により行います。
- (1) 試験種目
- ア B試験
論文試験及び総合人物試験
- イ C試験
作文試験及び総合人物試験
- (2) 試験日及び試験会場
令和4年10月下旬から同年11月上旬までの指定する日
第1次試験合格通知で指定する場所
- 7 受験申込み
申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ(URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>) から申し込んでください。
- 8 受験申込の受付期間
令和4年7月15日(金)から同年8月22日(月)までとします。
なお、令和4年8月22日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。
- 9 採用
この試験の合格者は、三重県職員採用候補者B試験又はC試験採用候補者名簿に登録され、その中から採用者が決定されます。
採用の時期は、令和5年4月1日の予定です。
- 10 その他
- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932) へしてください。

令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験を次のとおり実施します。

令和4年7月15日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

(1) B試験

試 験 区 分	採用予定数
学 校 事 務	約15名

(2) C試験

試 験 区 分	採用予定数
学 校 事 務	約 2 名

2 職務内容

市町立小中学校において、一般事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 10 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

(1) B 試験

ア 平成 7 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた人

イ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

(2) C 試験

ア 平成 13 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた人

イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

5 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア B 試験

教養試験及び専門試験

イ C 試験

教養試験

(2) 試験日

令和 4 年 9 月 25 日（日）

(3) 試験会場

ア B 試験

三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）

イ C 試験

三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）

三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町 628-2）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町 1-1）

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

ア B 試験

論文試験及び総合人物試験

イ C 試験

作文試験及び総合人物試験

(2) 試験日及び試験会場

令和 4 年 10 月下旬から同年 11 月上旬までの指定する日

第 1 次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/）から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和 4 年 7 月 15 日（金）から同年 8 月 22 日（月）までとします。

なお、令和 4 年 8 月 22 日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、市町立小中学校職員採用候補者 B 試験又は C 試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和5年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和4年7月15日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試 験 区 分	採用予定数
一 般 事 務	約5名
警 察 事 務	約1名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次に掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (3) 平成11年改正前の民法(昭和29年法律第89号)の規定による準禁治産者の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とする人を除く。）
- (4) 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

5 第1次試験

- (1) 試験種目
基礎能力試験
- (2) 試験日
令和4年9月25日（日）
- (3) 試験会場
三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）
三重県勤労者福祉会館（津市栄町1-891）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目
作文試験及び総合人物試験
- (2) 試験日及び試験会場
令和4年10月下旬の指定する日
第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和4年7月15日（金）から同年8月25日（木）までとします。

なお、令和4年8月25日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和5年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和4年7月15日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試 験 区 分	採用予定数
学 校 事 務	約1名

2 職務内容

市町立小中学校において、一般事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次に掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (3) 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産者の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とする人を除く。）

5 第1次試験

- (1) 試験種目
基礎能力試験
- (2) 試験日
令和4年9月25日（日）
- (3) 試験会場
三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）
三重県勤労者福祉会館（津市栄町1-891）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目
作文試験及び総合人物試験
- (2) 試験日及び試験会場
令和4年10月下旬の指定する日
第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和4年7月15日（金）から同年8月25日（木）までとします。

なお、令和4年8月25日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和5年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和4年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）を次のとおり実施します。

令和4年7月15日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官A	男性	約7名
	女性	約4名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

- (1) 昭和62年4月2日以降に生まれた人（「男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げるもの
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和5年3月31日までに卒業する見込みの人
 - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

5 第1次試験

- (1) 試験種目

教養試験、論文試験、適性検査

論文試験は第1次試験日に行いますが、第1次試験合格者を対象に採点し、第2次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。
- (2) 試験日

令和4年9月18日（日）
- (3) 試験会場

三重県警察学校（津市高茶屋4-36-9）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目

人物試験、身体検査

(2) 試験日及び試験会場

令和4年11月8日（火）から同月21日（月）までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込みの方法

申込は、原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込書の受付期間

令和4年7月15日（金）から同年8月22日（月）までとします。

なお、申込みは令和4年8月22日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和5年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。

- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和4年度三重県警察官B採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和4年7月15日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官B	男性	約26名
	女性	約9名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

- (1) 昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人（「男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げる要件に該当しないもの
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの人
- イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験、作文試験、適性検査

作文試験は第1次試験日に行いますが、第1次試験合格者を対象に採点し、第2次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

(2) 試験日

令和4年9月18日（日）

(3) 試験会場

三重県警察学校（津市高茶屋 4-36-9）

三重県伊勢警察署（伊勢市神田久志本町 1481-3）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町 1-1）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

人物試験、身体検査

(2) 試験日及び試験会場

令和4年11月8日（火）から同月21日（月）までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込みの方法

申込は、原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：http://www.pref. mi
e. lg. jp/saiyo/）から申し込んでください。

8 受験申込書の受付期間

令和4年7月15日（金）から同年8月22日（月）正午までとします。

なお、申込みは令和4年8月22日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和5年4月1日の予定です。

10 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載
の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域
防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県
警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県
勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重
県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年7月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

自動車税種別割納税通知書等に係る印刷及び封入封^{かん}等業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年8月2日（火）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課企画総務班 担当 森川

電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部税務企画課電算班 担当 大下

電話 059-224-2397 ファクシミリ 059-224-3004

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年8月25日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年8月5日（金）までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年8月5日（金）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年8月25日（木）15時

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年8月25日（木）15時

なお、入札書は令和4年8月15日（月）から同月25日（木）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課企画総務班

案件名 自動車税種別割納税通知書等に係る印刷及び封入封緘等業務委託入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年8月25日（木）15時20分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Printing of automobile tax(category base) documents and envelopes, and mail-handling, etc.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, August 25, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 15, 2022 and 3:00 P.M. on Thursday, August 25, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:20 P.M. on Thursday, August 25, 2022.

(4) Managing Authority :

Taxation Planning Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2397

正 誤

令和4年5月31日付け三重県公報第315号付録に登載しました、目録中

ページ

行

1

1から3

誤

番号

題

名

発行

番号

発行日 掲 載

ページ

担 当

規

則

正

番号	題	名	発行 番号	発行日 掲 載 ページ	担 当
----	---	---	----------	----------------	-----

条	例
---	---

25	差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例	号 外	5.19 P 2	(県 議 会)
----	-------------------------	-----	----------	-----------

規	則
---	---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
